○四国地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年八月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	眞鍋　次男
変更後	矢野　秀俊

(2)　変更年月日

平成二十四年六月二十六日

○九州地方整備局告示第百二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	高橋よし子
変更後	安部よし子

(2)　変更年月日

平成二十四年七月十一日

○九州地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人熊本県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡村　英憲、亀田　裕貴、天野　哲徳
変更後	澤井　健次、藤原　徳明、倉永　菜穂

(2)　変更年月日

平成二十四年八月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

八月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行政事業レビューにおける「食と地域の交流促進対策交付金」に関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

八月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員北村誠吾提出諫早湾干拓訴訟福岡高裁判決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出米国核安全保障局による放射能汚染データに関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

八月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山谷えり子提出シリアの情勢に関する再質問に対する答弁書（第二一三号）

人事異動

消費者庁

消費者庁長官に採用する　阿南　久

任期は平成二十六年八月九日までとする

消費者庁長官　福嶋　浩彦

任期満了により平成二十四年八月十日限り退職した（以上八月十日）

外務省

（大臣官房広報文化外交戦略課長）外務事務官　小野　日子

大臣官房に配置換する

（大臣官房文化交流・海外広報課長）同　米谷　光司

大臣官房広報文化外交戦略課長に配置換する

大臣官房広報文化外交戦略課ＩＴ広報室長に併任する

（総合外交政策局総務課外交政策調整官）同　島田　丈裕

大臣官房文化交流・海外広報課長に昇任させる

（大臣官房）同　四方　敬之

在英国日本国大使館参事官に転任させる

英国駐箚特命全権大使を補佐し英国に在勤する期間公使の名称を与える

（在イスラエル日本国大使館参事官（大使））同　橋本　尚史

在アメリカ合衆国日本国大使館参事官に配置換する

アメリカ合衆国駐箚特命全権大使を補佐しアメリカ合衆国に在勤する期間公使の名称を与える（以上八月十日）

（在シンガポール日本国大使館参事官（公使））外務事務官　山本　広行

軍縮会議日本政府代表部参事官に配置換する

軍縮会議日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し軍縮会議日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（八月十一日）

最高裁判所

東京地方検察庁検事　佐久間佳枝

司法研修所教官に充てることを解く（八月六日）

○定年退官

判事近藤文子は八月四日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十二日午後一時四十二分御出門、東京大空襲における戦災体験者との御懇談及び富岡八幡宮例大祭各町神輿連合渡御を御覧のため、富岡八幡宮（江東区）へ行幸啓、同三時三十分還幸啓になった。